

- 指定公共機関である日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター(茨城)が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンター(OFC)や緊急時モニタリングセンター(EMC)等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター(茨城)

日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター
(福井支所)



資機材運搬車



移動式全身測定車

※平成23年東日本大震災時における
日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



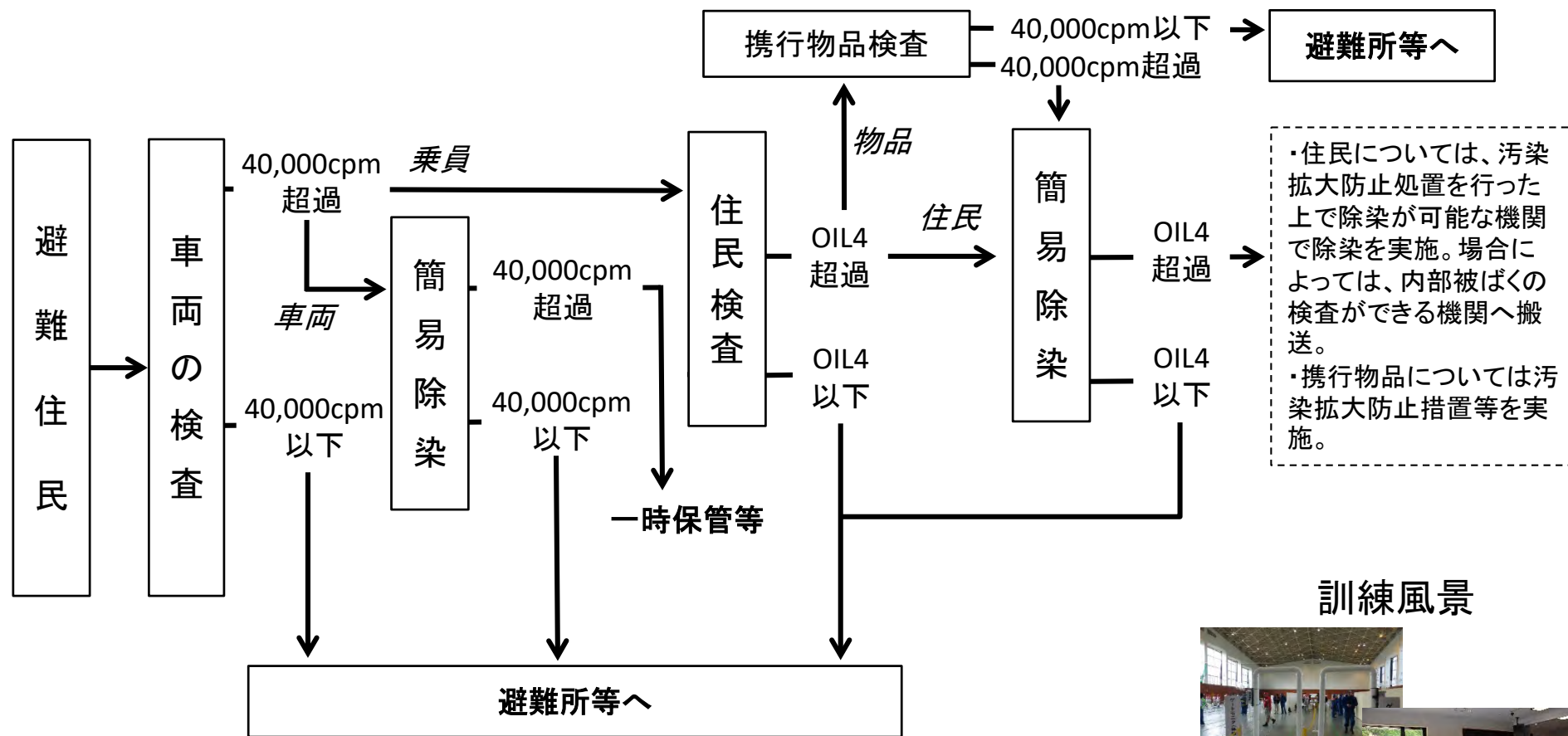
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



訓練風景



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

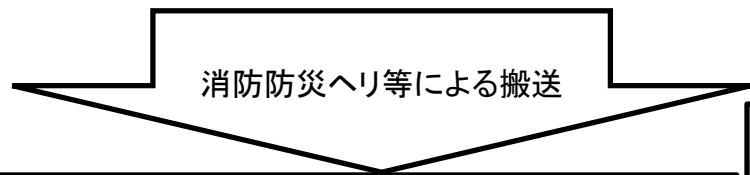
➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。

初期被ばく医療

- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染
- ③軽度の外傷等の治療
- ④健康相談 等

二次被ばく医療 【一次除染で十分除染できない場合等に実施】

- ①シャワー等を用いた除染
 - ②ホールホディカウンタ等による内部被ばく評価
 - ③被ばく患者や傷病者の診療、応急医療措置 等
- 二次被ばく医療で対応できない場合は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへ搬送



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター 【広島大学等で実施】

- ①高度専門的な線量評価
 - ②高度な専門的除染 等
- 高度かつ専門的な被ばく医療等



※平成27年8月の原子力災害対策指針改正を踏まえ、今後計画的に体制を強化していく。

9. 国の実動組織の支援体制